

危機関連保証の認定申請について

1 主な認定要件

- ① 本店登記地（個人事業主の場合は主たる事業所の所在地）が平塚市内であること。
（本店登記地において事業実態が無い場合は原則事業地での申請となります。）
- ② 令和二年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

※創業後1年未満の方や1年以内に事業拡大をしている方等は、別途ご相談ください。

2 提出書類

① 認定申請書 1部

額を記入する際は円単位で記入するものとし、減少率を記入する際は小数第2位を切り捨て、小数第1位までを記入してください。

② 法人は履歴事項全部証明書、個人事業主は所得税確定申告書の写し(コピー可)

③ 最近1か月間の売上高が確認できる資料及び前年同月及び以降2か月間の売上高を確認できる資料(コピー可)

月別損益計算書、月別残高試算表、売上台帳などで、月別の売上高を確認できる資料を提出してください。今後2か月間の売上高の見込み額についての資料は不要です。

（例）5月中の申請の場合

【最近】令和2年4月分

【前年】平成31年4月分・5月分・令和元年6月分

※その他認定にあたり必要な書類の提出をお願いするケースがありますので、あらかじめご了承ください。

3 提出先

原則、金融機関に事前にご相談の上、金融機関からの代理申請で書類を郵送してください。（「郵送提出時確認票」には金融機関の担当者名を記入し、ご提出ください。）

なお、やむを得ない事情により、窓口での申請を希望する場合は、平塚市役所 5階 産業振興課 金融総合案内窓口までご相談ください。

※原則3営業日以内に認定書を交付しますが、書類に不備があると交付までに日数を要することがあります。

平塚市金融総合案内窓口 電話 0463-23-1111（内線 2589）